

協定項目第8 - 1号 地方税の取り扱いについて

1. 個人市民税については、奈良市の制度に統一する。
2. 法人市民税については、奈良市の制度に統一する。  
ただし、法人税割税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定により、平成19年度までは不均一課税とする。
3. 固定資産税については、奈良市の制度に統一する。  
ただし、宅地の評価方法は、平成18年度の評価替え時から奈良市の評価方法に統一する。
4. 入湯税については、奈良市の制度に統一する。
5. 軽自動車税については、奈良市の制度に統一する。

協定項目第13号 使用料、手数料等の取り扱いについて

使用料、手数料等の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。  
ただし、保育料のうち負担増となるものについては、5ヵ年間に亘り段階的に統一する。

協定項目第18号 国民健康保険事業の取り扱いについて

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。  
ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

協定項目第19号 介護保険事業の取り扱いについて

1. 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
2. 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
3. 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

協定項目第44 - 3号 社会教育事業(体育施設の管理運営関係)について

月ヶ瀬村及び都祁村の体育施設については、奈良市に引き継ぐものとする。  
使用料及び管理運営については、奈良市の制度に統一する。